



2026 年 10 月 23 日

各 位

会社名 株式会社アイモバイル
代表者 代表取締役社長兼 上席執行役員
野口 哲也
(コード番号：6535 東証プライム市場)
問合せ先 専務取締役兼 上席執行役員
コーポレート統括本部長 文田 康博
(TEL：03-5766-7230)
(E-mail：imir@i-mobile.co.jp)

一括付与型譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会（以下、「本取締役会」といいます。）において、以下のとおり、一括付与型譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役に対する処分の概要

(1) 割当日	2026 年 11 月 20 日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 60,000 株
(3) 処分価額及び処分総額	本自己株式処分については、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法第 202 条の 2）、公正な評価額として、本取締役会の決議日の直前営業日（2026 年 10 月 22 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（484 円）に上記の処分する株式数（60,000 株）を乗じた金額（29,040,000 円）を処分総額としております。
(4) 割当予定先	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。） 1 名 60,000 株 ※対象者は執行役員を兼務しております

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）が当社株式を所有することで株主との価値共有を一層進め、健全な起業家精神の発揮に資するよう、対象取締役の株式保有を促進するとともに、長期的な企業価値向上及び持続的成長の実現に向けた動機付けを目的として、一括付与型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度については、2021 年 10 月 22 日開催の第 14 期定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのために発行又は処分される当社普通株式の総数を年間 300,000 株以内、報酬額を年額 300 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分

給与は含みません。) とすること、対象取締役への具体的な支給時期及び配分を当社取締役会で決定すること、並びに譲渡制限期間を当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までとすること等につき、ご承認いただいております。なお、上記の株式数は、2023 年 11 月 1 日付で実施した普通株式 1 株につき 3 株の割合による株式分割を反映したものです。

本制度では、原則として 3 事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を 3 事業年度の初年度に一括して割当てることとしており、1 事業年度あたりでは、実質的に 100,000 株以内、100 百万円以内となることを想定しております。

その上で、当社は、本取締役会において、対象取締役 1 名に対し、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、一括付与型譲渡制限付株式報酬制度に基づく 2027 年 7 月期から 2029 年 7 月期までの 3 事業年度分の報酬として当社の自己株式である普通株式 60,000 株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、対象取締役に対しては、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要さないことといたします。また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を退任又は退職する日までとしております。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社は、対象取締役との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の割当日（以下、「本割当日」といいます。）から当社の取締役、執行役員、その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします（以下、「本譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の本割当日から 2029 年 7 月期に係る当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役、執行役員、その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象取締役が、本割当日から 2029 年 7 月期に係る当社の定時株主総会終結の時までに、退任又は退職した場合（死亡により退任又は退職した場合を含みます。）、対象取締役が保有する本割当株式のうち、本割当日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任又は退職した日を含む月までの月数を 36 で除した数（但し、計算の結果 1 を超える場合は、1 といたします。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、本譲渡制限を解除いたします。また、当社の取締役会が退任又は退職の経緯を勘案の上、譲渡制限を解除する本割当株式の数を調整できるものといたします。なお、譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度終了後 3 ヶ月を超えていなかった場合には、当該事業年度の終了から 3 ヶ月経過後に解除するものといたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日(以下、「組織再編等承認日」といいます。)を含む月までの月数を36で除した数(但し、計算の結果1を超える場合は、1といたします。)に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数(但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。)の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。また、譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度終了後3ヶ月を超えていなかった場合には、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社は、対象取締役が保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

(5) 株式の管理

対象取締役は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものいたします。

以上